

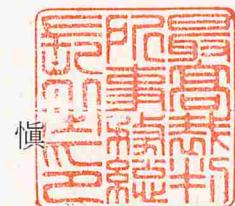
最高裁秘書第3090号

令和2年12月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和2年11月12日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

平成20年春の叙勲から候補者の経歴に関する基準を厳しくして、公職の経歴を強く求めることとした際に作成した文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3189号

令和2年12月24日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成20年春の叙勲から候補者の経歴に関する基準を厳しくして、公職の経歴
を強く求めることとした際に作成した文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年11月18日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第28号

(2) 謝問日

令和2年12月17日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3190号

令和2年12月24日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情） 諮問第28号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年12月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、内閣府賞勲局の担当者は、苦情申出人に対し、令和2年9月8日の電話で、本件開示申出に係る文書は内閣府賞勲局に存在しないと伝えたため、同文書の存否自体が不開示情報に相当するとはいえない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

平成20年春の叙勲から候補者の経歴に関する基準を厳しくして、公職の経歴を強く求めることとした際に作成した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年11月12日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすることは、叙勲候補者の推薦の際に公職の経歴を強く求めているか否かという栄典推薦基準の有無を公にするものであり、その結果、裁判所内部の栄典推薦基準等が推察され、これらの基準等を満たすと叙勲が与えられるなどの誤解や憶測を招き、適正な栄典事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号）。

(2) なお、苦情申出人は、内閣府賞勲局の担当者が本件開示申出に係る文書は同

局に存在しないと伝えたことからすれば、同文書の存否自体が不開示情報に相当するとはいえない旨主張するが、仮に、内閣府賞勲局の担当者がそのような回答をしたとしても、裁判所において、同文書の存否を答えると、法第5条第6号に規定する不開示情報を明らかにすることには何ら変わりがない。

(3) よって、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。